明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕　一
○動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（農林水産四二）

〔告　示〕　二
○棚田地域振興法第七条第一項に基づく指定棚田地域を指定する件（総務・文部科学・農林水産・国土交通・環境四）
○日本国に帰化を許可する件（法務九〇）
○スポーツ庁の所掌に係る補助金等の交付に関する事務をスポーツ庁長官に委任した件の一部を改正する件（文部科学六四）
○独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第一条の規定に基づき、農林水産大臣が定める令和二事業年度における独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第二号の農林水産省令で定める事業に係る補助の総額を定める件の一部を改正する件（農林水産一一六九）
○横瀬川ダムの建設が完了した件（国土交通六七三）
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（同六七四）
○砂防法第二条の土地を指定する件（同六七五～六七七）
○旅行業法の規定に基づく登録研修機関の登録をした件（観光庁四）
○道路に関する件（近畿地方整備局九六）
○道路に関する件（中国地方整備局四四）

〔国会事項〕　三
〔皇室事項〕　三
〔官庁報告〕　三
国家試験
二千二十年度国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）の日程等変更公告（人事院）
二千二十年度国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）の日程等変更公告（同）
令和二年度旅行業務取扱管理者試験の公示（観光庁）

〔資　料〕　四
令和二年四月中国際収支状況（速報）（財務省）

〔公　告〕　一〇
諸事項
官庁　一〇
製造たばこ小売定価、証票無効関係　一〇
裁判所　一〇
公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　一〇
会社その他　一〇

省令

○農林水産省令第四十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第三十六条の八第一項及び第四十九条第一項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年六月十六日

農林水産大臣　江藤　拓

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第一（第百十五条の二関係）	別表第一（第百十五条の二関係）
一～三　（略）	一～三　（略）
四　前三号に掲げる医薬品以外の医薬品であって、次に掲げるもの、その誘導体及びそれらの塩類並びにこれらを含有する製剤。ただし、製剤である外用剤（抗菌性物質製剤である眼適用及び子宮内適用の外用剤、黄体ホルモンを含有する膣内適用の外用剤並びにセラメクチンを含有する外皮用剤を除く。）を除く。	四　前三号に掲げる医薬品以外の医薬品であって、次に掲げるもの、その誘導体及びそれらの塩類並びにこれらを含有する製剤。ただし、製剤である外用剤（抗菌性物質製剤である眼適用及び子宮内適用の外用剤、黄体ホルモンを含有する膣内適用の外用剤並びにセラメクチンを含有する外皮用剤を除く。）を除く。
(1)～(30)　（略）	(1)～(30)　（略）
(31)　トラセミド	（新設）
(32)～(58)　（略）	(31)～(57)　（略）
別表第三（第百六十八条関係）	別表第三（第百六十八条関係）
牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫又は鶏に使用することを目的とするものであって、次に掲げるもの、その誘導体及びそれらの塩類並びにこれらを含有する製剤。ただし、製剤である外用剤（抗菌性物質製剤である眼適用及び子宮内適用の外用剤、オフロキサシンを含有する外皮用剤、オルビフロキサシンを含有する外皮用剤、イベルメクチンを含有する外皮用剤（犬又は猫に使用することを目的	牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫又は鶏に使用することを目的とするものであって、次に掲げるもの、その誘導体及びそれらの塩類並びにこれらを含有する製剤。ただし、製剤である外用剤（抗菌性物質製剤である眼適用及び子宮内適用の外用剤、オフロキサシンを含有する外皮用剤、オルビフロキサシンを含有する外皮用剤、イベルメクチンを含有する外皮用剤（犬又は猫に使用することを目的